制度改正等の課題解決環境整備事業

改正労働施策総合推進法

通称：パワハラ防止法対応セミナー

～明るく、風通しの良い職場環境を実現し、離職を防ぐハラスメント防止コミュニケーション術～

2020年6月より改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されております。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起きれば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。昨今ハラスメントが一層多様化する中でハラスメントは防止が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

令和8年11月16日(月)14:00～16:00

講座内容

1. 改正労働施策総合推進法のポイント
2. ハラスメントの定義と分類
3. ハラスメントの原因とその認識度
4. ハラスメントの影響とそのリスク
5. ハラスメントの具体的防止策
6. ハラスメントとコミュニケーション
   - ①ハラスメントにならない言動とは
   - ②コミュニケーション手段の上手な使い分け



■講師■ 蔵中（くらなか） 一浩（かずひろ） 氏

横浜リンケージ社労士事務所 代表
・特定社会保険労務士
・ハラスメント防止コンサルタント

《プロフィール》

金融機関にて管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

会　場　新津商工会議所
（秋葉区新津本町 3-1-7）

定　員　30 名（先着順）
（※定員になり次第、締め切らせていただきます）

受講料　無料　（会員・非会員問わず）

対　象　中小・小規模事業者

★ お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、
FAX にてお申込みください。

主催 新津商工会議所
TEL：0250-22-0121

本町3丁目駐車場に駐車された方には無料駐車券を発行いたしますので、当日受付にお申し出ください。

11/16(月)「パワハラ防止法対応セミナー」セミナー申込書

新津商工会議所　行 → FAX：0250-25-2332

申込日（令和8年　　月　　日）

事業所			
住　所	（〒　　-　　）	TEL	
参加者名		E-mail	

お申込いただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させて頂きます。